

令和5年度第3回浜松市地域公共交通会議

会議録

1 開催日時 令和6年1月19日（金） 午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所 浜松市役所 本館8階 全員協議会室

3 出席状況 会長

松本 幸正（名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科）

委員

平野 隆広（静岡県交通基盤部都市局地域交通課長）

代理 山本 あす香

石田 博久（遠州鉄道株式会社運輸事業部長）

伊藤 尚吾（浜松市タクシー協会会長）

堀内 哲郎（一般社団法人静岡県バス協会専務理事）

大西 優二（静岡県タクシー協会浜名湖北遠支部長）

代理 大石 勝也

杉山 きよ子（浜松いきいきネットワーク代表）

鈴木 美佐男（南地域自治会連合会長）

佐藤 元久（北地域自治会連合会長）

増田 秀典（中部運輸局 静岡運輸支局 首席運輸企画専門官）

田中 友親（遠州鉄道労働組合 副執行委員長）

伏木 章尋（浜松市 土木部長）

二ツ橋 義直（浜松中央警察署 規制係長）

太田 憲一（浜松東警察署 規制係長）

伊藤 康志（浜北警察署 規制係長）

武田 道成（天竜警察署 規制係長）

代理 鈴木 徹也

事務局

竹村 雅彦（交通政策課長）

清水 健一（交通政策課課長補佐）

高橋 直人（交通政策課交通計画グループ長）

近藤 大樹（交通政策課交通計画グループ）

若林 千尋（交通政策課交通計画グループ）

竹内 駿平（交通政策課交通計画グループ）

報告者

榊原 正之 (遠鉄タクシー株式会社常務取締役)

山田 光 (秋葉バスサービス株式会社)

4 傍 聴 者 10人

5 議 事 内 容

[協議事項]

(1) 地域公共交通確保維持改善事業について

・制度概要

- ① 地域間幹線系統確保維持計画 (県計画) 【意見把握】 (静岡県地域交通課)
- ② 静岡県生活確保対策協議会への申出事項 (浜松市交通政策課)
- ③ 地域内フィーダー系統確保維持計画 (浜松市交通政策課)
- ④ 生活交通改善事業計画 (遠州鉄道株式会社)

バリアフリー化設備等整備事業 (鉄道関係) (遠州鉄道株式会社)

・R4 事業評価 [対象期間 R4.4~R5.3]

・R6 計画策定 [対象期間 R6.4~R9.3]

鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 (鉄道関係) (遠州鉄道株式会社)

・R4 事業評価 [対象期間 R4.4~R5.3]

・R6 計画策定 [対象期間 R6.4~R9.3]

バリアフリー化設備等整備事業 (バス関係) (遠州鉄道株式会社)

・R4 事業評価 [対象期間 R4.4~R5.3]

(2) 遠鉄タクシー浜名区乗合車庫の管理所属の変更について (遠鉄タクシー株式会社)

[報告事項]

(1) 補助制度と計画の連動に伴う対応・協議運賃の取扱いについて (浜松市交通政策課)

(2) 遠州鉄道旅客運賃上限変更について (遠州鉄道株式会社)

(3) 運行管理の体制変更について (NPO 法人春野のえがお)

(4) 新規運転手の登録について (NPO 法人がんばらまいか佐久間)

(5) 交通空白地有償運送運行状況報告について (R5.4~R5.9) (浜松市交通政策課)

・NPO 法人がんばらまいか佐久間

6 会議録作成者 交通政策課交通計画グループ 竹内 駿平

7 記録の方法 発言者の要旨記録

8 要 旨

1 開会

・本日の出席は全委員 22 人中 18 人の出席であり、要綱第 9 条第 2 項の規定により過半数を満たしているため、本会議が成立することを報告。

(出席者 18 人 (代理出席 3 人)、途中退席 0 人、欠席 6 人)

2 議事

〔協議事項〕

(1) 地域公共交通確保維持改善事業について

制度概要【交通政策課】

- ・国の支援制度である地域公共交通確保維持改善事業を活用。
- ・この制度は、地域公共交通会議での議論を経て、計画策定及び評価が必要。

①地域間幹線系統確保維持計画（県計画）【意見把握】

- ・R5 事業評価（対象期間 R4.10～R5.9）

【静岡県地域交通課】

- ・地域間幹線系統は市間を跨ぐ路線を指す。但し、浜松市の場合は、合併前の境界を跨ぐ路線も該当する。
- ・あまりにも輸送人員が少ないと補助対象から外れる。
- ・補助対象事業が適切に実施されているかを確認し評価することで分析する。評価は点数化している。
- ・R5年度とR4年度の比較において、11系統で評価が上がった。
- ・燃料価格は、令和2年6月以降上昇が続いている。
- ・路線バスは事業者だけでは成り立たない。今回の評価を活かしてほしい。

【秋葉バスサービス株式会社】

- ・浜松市に係る路線は秋葉線のみであり、昨年度に引き続きA評価であった。
- ・今年度6月の台風の影響により、一部区間において現在まで運休が続いている。
- ・昨年度と比較し、収支率が上がっているが、運休により支出が減少したことが主な要因である。

【遠州鉄道株式会社】

- ・19系統のうち、A評価が11系統、B評価が8系統であった。
- ・コロナ禍の収束や路線の合理化により、収支率が改善している。
- ・利用者数は回復傾向にあるが、コロナ禍前の水準までは戻っていない。

【交通政策課（北遠本線）】

- ・北遠本線は、市から水窪タクシーへ運行を委託しており、計画で準基幹路線に位置づけている。
- ・コロナ禍で控えてきた外出が戻りつつあり、乗車人員が計画数値を上回った。
- ・収支率の高い路線ではないが、天竜区的生活交通を確保するため、引き続き運行継続が必要であると考ええる。

【交通政策課（市町取組シート）】

- ・公共交通の利用促進について、交通事業者だけでなく市も取り組む必要がある。
- ・令和6年度は、補助金交付や自主運行バスの運行継続、エコ通勤の呼びかけ等を予定している。

● 質疑応答

【松本会長】

- ・ 評価を踏まえ、B、C 評価の路線については収支改善等に努めてほしい。
- ・ 1 日当たりの輸送量が 15 人を下回り、補助の基準を満たさなくなる路線はあるか。

【交通政策課】

- ・ 北遠本線が 15 人を下回っているため、コロナの緩和要件次第ではあるが、補助対象外となる可能性が高い。

【松本会長】

- ・ 他事業者の取り組み等を参考にしながら、利用増進策に努めてほしい。
- ・ 市からも情報発信等努めてほしい。

【静岡運輸支局】

- ・ 沿線に学校が多い路線では、児童・生徒に対する情報発信が効果的と考えられる。

【松本会長】

- ・ 他自治体では、補助金交付だけでなく、バスマップの作成等により利用促進を図っている。
- ・ 事業者への支援ではなく、路線への支援という認識を持ってほしい。

● 協議

結果 ・全会一致で了承された。

② 静岡県生活確保対策協議会への申出事項【交通政策課】

- ・ 国庫補助が行われない単独継続困難申出路線のうち、秋葉線は市による補助を行い路線を維持する。
大久保線2系統、伊佐見線、蒲小沢渡線2系統は、地域住民・市・交通事業者の3者で協定を締結し、運行を維持する。
それ以外の路線は事業者単独で運行を維持する。
- ・ 国庫補助が行われる単独継続困難申出路線のうち、秋葉線2系統は市からも補助を行い路線を維持する。
それ以外の路線は国庫補助を活用して運行を継続する。
- ・ 自主運行バス北遠本線を含めた地域バス25路線のうち、4路線は市単独の予算で運行を委託し路線を維持する。
それ以外の21路線は国庫補助を活用して運行を委託し、路線を維持する。

● 質疑応答

なし

● 協議

結果 ・全会一致で了承された。

③地域内フィーダー系統確保維持計画【交通政策課】

- ・国庫補助金を活用して運行した13地域の地域バスについて、令和4年10月から令和5年9月までの運行を評価したものである。
- ・目標・効果達成状況は「維持基準16%以上」及び「地域交通検討会で地域の取り組みB評価以上」の両方を達成できた路線はA評価、どちらかを達成できた場合はB評価、どちらも達成できなかった場合はC評価としている。
- ・協賛金の支出やチラシの配布等の取り組み等により、3地域の路線をA評価としている。一方で、地域の人口減少やコロナ禍による公共交通の乗り控え等により、4地域の路線をC評価としている。
- ・地域のイベント時における地域バスの活用や回数券の斡旋等を行い、持続可能な公共交通の維持に努めていく。

●質疑応答

なし

●協議

結果 ・全会一致で了承された。

④生活交通改善事業計画【遠州鉄道株式会社】

【バリアフリー化設備等整備事業（鉄道関係）】

- ・令和5年度の評価について、遠州鉄道岩水寺駅におけるホーム固定柵の設置が計画通り実施されたためA評価。
- ・来年度の計画について、第一通り駅のバリアフリー化工事を2ヶ年で計画。

【鉄道軌道安全輸送設備等整備事業】

- ・令和5年度の評価について、線路設備、信号保安設備、保安通信設備の投資及び車両の修繕において計画通りに実施されたためA評価。
- ・来年度の計画について、今年度行った事業に加えて車両設備の投資を計画。

【バリアフリー化設備等整備事業（バス関係）】

- ・車両の更新周期の影響により、ノンステップバスの比率が下がったため、C評価。

●質疑応答

なし

●協議

結果 ・全会一致で了承された。

(2) 遠鉄タクシー浜名区乗合車庫の管理所属の変更について【遠州鉄道株式会社】

- ・乗合事業においては「車庫は営業所から2km以内に設置」という規則があるが、Web点呼を利用し地域公共交通会議における協議が調っていることを条件に、特例とすることができる。現在は令和2年6月開催の公共交通会議で協議が調ったことにより、Web点呼を利用し車庫から12km程度離れた浜松西営業所を管理所属としている。
- ・今回、運行管理やフォロー体制の強化のため、管理所属を浜松西営業所から本社営業所に変更する内容の協議依頼である。

●質疑応答

なし

●協議

結果	<ul style="list-style-type: none">・全会一致で了承された。・協議が調った証を交付する。
-----------	---

〔報告事項〕

(1) 補助制度と計画の連動に伴う対応・協議運賃の取り扱いについて【交通政策課】

- ・国の補助制度である地域公共交通確保維持改善事業が一部改正された。
 - ①浜松市地域公共交通網形成計画に補償対象となる路線(地域バス)を明記する。
 - ②地域交通法に基づく法定協議会が申請者となる。
 - ③令和7年度運行分から、上記の対応が必要となる。
- ・本市の対応は以下のとおりである。
 - ①浜松地域公共交通網形成計画に地域バスを明記するとともに、必要事項を網羅した増補版を作成する
 - ②地域公共交通会議を、道路運送法と地域交通法を兼ねた協議会とするため、財務規定や口座の準備を進める。
 - ③令和7年度運行分に対応できるよう調整し、次回の地域公共交通会議で最終的な対応方法について説明する。
- ・道路運送法にも一部改正があった。
 - ①地域公共交通会議において複数事業者間で運賃を協議することは、独占禁止法のカルテルに当たるといった疑義が生じる可能性があるため、運賃の協議については、自治体・運行事業者・地方運輸局・住民代表の4者のみを構成員とした新たな協議会を設置する必要がある。
- ・本市の対応は以下のとおりである。
 - ①上記の4者のみを構成員とした新たな協議会を設置する。
地域公共交通会議の会議後(同日)に実施し、協議運賃についてのみ協議する。
あらかじめ運賃に関する公聴会を開催して、関係者の意見を反映する。

●質疑応答

なし

(2) 遠州鉄道旅客運賃上限変更について【遠州鉄道株式会社】

- ・バリアフリー化や車両の更新による営業費用の増大やコロナ禍による利用者減少に伴い、快適な輸送水準を維持するため、国交省が認可する上限運賃を変更する旨の申請書を提出した。
- ・令和5年10月31日に提出し、令和6年4月1日からの上限運賃の変更実施を予定している。

●質疑応答

なし

(3) 運行管理の体制変更について【NPO 法人春野のえがお】

- ・整備管理の責任者を含む2名の退職に伴う運行管理体制を変更する旨の報告である。変更日は令和5年11月1日である。

●質疑応答

なし

(4) 新規運転手の登録について【NPO 法人がんばらまいか佐久間】

(事務局より報告)

- ・令和5年8月に運転手1名が退職したことに伴い、新規に運転手を登録する旨の報告である。
- ・運転手登録に必要な事項は書類等で確認済みである。

●質疑応答

なし

(5) 交通空白地有償運送運行状況報告について【NPO 法人がんばらまいか佐久間】

(事務局より報告)

- ・会員登録者数は1,693人、使用車両数は2両、運転者数は6人である。
- ・運送回数は1,086回、輸送人員は1,324人であり、収入は約85万円。事故発生数・苦情件数は0件であった。

●質疑応答

なし

3 閉会